ア　試験機器とスペクトル分析器を対向させる。
イ　試験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射することを確認する。
ウ　試験機器を受信状態にする。
エ　標準信号発生器とスペクトル分析器を対向させる。
オ　標準信号発生器の出力レベルがキャリアセンスの動作レベル以上であることをスペクトル分析器で確認する。
カ　スペクトル分析器を台上から外し、同じ位置に試験機器を設置し、標準信号発生器と対向させる。また、試験機器からの信号が受信できる位置にスペクトル分析器を設置する。
キ　標準信号発生器の出力が送信の状態で、試験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

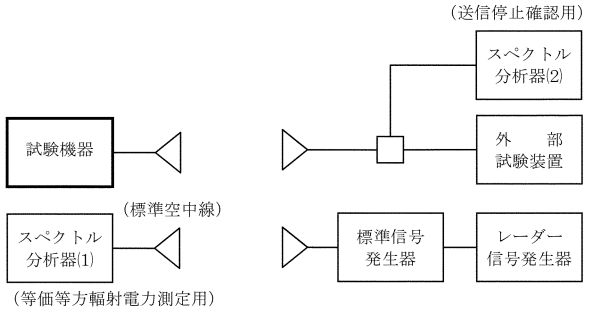
⑵　外部試験装置を用いて試験を行う場合
ア　標準信号発生器の出力を非送信の状態にする。
イ　試験機器と外部試験装置との間で回線接続し、試験周波数の電波が発射されることをスペクトル分析器で確認する。
ウ　試験機器を受信状態にする。
エ　標準信号発生器とスペクトル分析器を対向させる。
オ　標準信号発生器の出力レベルがキャリアセンスの動作レベル以上であることをスペクトル分析器で確認する。
カ　スペクトル分析器を台上から外し、同じ位置に試験機器を設置し、標準信号発生器と対向させる。また、試験機器からの信号が受信できる位置にスペクトル分析器を設置する。
キ　標準信号発生器の出力が送信の状態で、試験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

5　試験結果の記載方法
十二の項５に同じ。

6　その他
十二の項６⑴に同じ。

二十六　動的周波数選択機能（ＤＦＳ）（5.3GHz帯の場合）（アンテナ一体型）

1　測定系統図

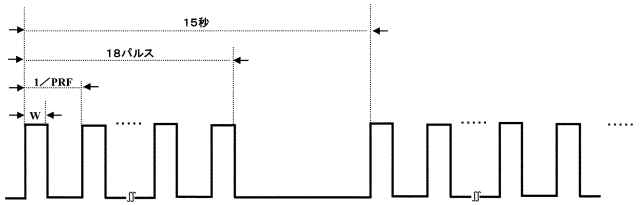


2　測定器の条件等

⑴　外部試験装置は、試験機器と回線接続が可能な装置とする。ただし、当該装置については、試験機器と通信可能な対向器をもって代えることができる。

⑵　レーダー信号発生器により、次表の試験信号に基づきパルスを発生させ、標準信号発生器の外部パルス変調入力に加え、擬似レーダーパルスを発生させる。

試験信号	パルス幅[μs]	パルス繰り返し周波数[Hz]	連続するパルス数	繰り返し周期[s]
固定パルス１	1.0	700	18	15.0
固定パルス２	2.5	260	18	15.0



⑶　標準信号発生器は、次のように設定する。
搬送波周波数　試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
変調　レーダー信号発生器の出力信号によってパルス変調する。
出力レベル　試験機器の受信空中線で受信する規定入力レベルを次のとおり設定する。
ア　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW未満の場合
－62dBm
イ　試験機器の最大等価等方輻射電力が200mW以上の場合
－64dBm

⑷　擬似レーダーパルス信号の等価等方輻射電力測定時のスペクトル分析器⑴は、次のように設定する。
中心周波数　試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　１MHz（注）
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
掃引時間　測定精度が保証される最小時間
掃引モード　連続掃引
検波モード　ポジティブピーク
注　パルス減感率（スペクトル分析器で測定した擬似レーダーパルスの信号レベルを真のレベルに換算する場合の補正値をいう。）は0.5dBとする。

⑸　試験機器送信停止確認時のスペクトル分析器⑵は、次のように設定する。
中心周波数　試験機器の送信（受信）周波数の中心周波数（試験周波数）
掃引周波数幅　０Hz
分解能帯域幅　１MHz程度
ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール　10dB／Div
掃引時間　15ｓ程度
掃引モード　連続掃引
検波モード　ポジティブピーク